

現 場 説 明 書

令和 7 年 4 月 7 日

1. 工事名称

公立学校共済組合津宿泊所外壁補修及び防水工事

2. 工事場所

三重県津市新町一丁目 6 番 2 8 号

3. 発注者

公立学校共済組合三重支部 支部長 福永 和伸

4. 工事期間

契約締結の翌日から令和 7 年 8 月 1 2 日まで

5. 監理者 株式会社田端隆建築設計

6. 工事範囲

下記に示す図面及び仕様書による。また優先順位は、下記による。

- (1) 現場説明書（質疑書を含む。）
- (2) 特記仕様書
- (3) 設計図
- (4) 建築物解体工事共通仕様書 最新版
- (5) 公共建築工事工事標準仕様書 最新版
- ⊙建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編

7. 交付図書

- (1) 現場説明書
質疑書
積算項目参考書：1 部
- (2) 配布図書
 - ⊙建築工事 計 14 枚（表紙、図面リスト、特記仕様書を含む。）
 - ・電気・機械設備工事 計 枚（特記仕様書を含む。）
- (3) 仕様書
 - 建築物解体工事標準仕様書 最新版
 - 公共建築改修工事標準仕様書 最新版
 - ⊙建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編

注：受注者にて購入のこと。

8. 施工に関する事項

- (1) 工事用仮設トイレ
仮設トイレの設置場所は近隣の民家に配慮した位置に設けること。必要となる仮設等は受注者の負担とする。
- (2) 工事用電力等
工事用電力、電話、給水、排水等は、受注者の負担とする。

工事用電力については、受注者が仮設電気を単独に電力会社と契約すること。既存建物の電力、給水を使用する場合は、公立学校共済組合津宿泊所（以下「津宿泊所」という。）と協議の上メーターを取付け、使用料は受注者の負担とする。

(3) 工事写真

工事写真は、工程毎に作成すること。事前に「工事写真撮影計画書」を作成し、監理者の承諾を得ること。

(4) 完成写真

完成写真は、2 カット程度とする。

9. CORINS 登録義務の有無

義務付け ~~・有り~~ ☒無し

10. 起工式等

起工式： ~~・行う（受注者負担とする）~~ ☒行わない。

竣工式： ~~・行う（受注者負担とする）~~ ☒行わない。

11. 変更申請等

本工事契約締結後に提出をする各種申請、届出等に係る関係諸官庁打合せ並びに図面・検討書の作成は、受注者が行うこと。

なお、手続きに必要な諸費用なども受注者の負担とする。

12. 特記事項

(1) 受注者は、「概略工程表」に基づき、工期内完成を厳守すること。

工事期間中、受注者は監理者及び津宿泊所と協議を行った上で、安全管理対策を徹底し、仮設計画を作成すること。

(2) 作業は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとし、受注者は現場着工前に近隣説明等の対応を行うこと。日曜、祝日の作業及び時間外作業は原則不可とするが、工事工程上、やむを得ない場合に限り、協議には応じることとする。

(3) 受注者の現場事務所、工事関係者の休憩所、会議室の設置場所は任意とする。

なお、敷地内に設置する場合は、設置場所について事前に津宿泊所と十分協議した上で、津宿泊所の了承を得なければならない。撤去後は受注者の負担にて使用範囲の現状復旧を行うこと。

工事関係車両のアプローチは原則、敷地南側からとし、車両や重機の搬出入等でやむを得なく敷地東側の道路を使用する場合は、事前に津宿泊所と十分協議をした上で、交通誘導員を配置する等、適切な安全対策を実施するとともに、近隣住民への説明、警察への届出等は受注者により行うこと。

※交通誘導員は必要に応じて配置すること。

※外部足場の外周部には、養生シートを設置すること。

※車両等により既存敷地を損傷する可能性がある場合は、受注者の責任において適切に養生すること。

(4) 工事範囲外での車輛の駐車、工事に使用する道路の維持、管理及び清掃について受注者は自主管理を徹底すること。

工事車両の駐車場については車両形状及び台数を津宿泊所と協議のうえ、基本的には西側駐車場に駐車できるものとする。

また、必要に応じ交通誘導員等を配置し、十分な安全確保を図ること。

- (5) 本工事により発生する騒音、振動等については関係法令の基準による他、極力低騒音・低振動の工法を採用すること。
- (6) 近隣説明等を行い、万一、地域住民などから苦情等の申し入れがあった場合は、監理者に報告の上、受注者の責任において適切な対応を行うこと。
- (7) 工事を施工するに当たって、図面に記載されていない予期しえぬ軽微な改修工事は本工事に含めることとする。
- (8) 受注者は、本工事において発生した設計図書の変更内容について適切に対応するとともに、工事費の増減が発生した場合は、工事請負契約額の範囲内で取り進めるための提案等をし、管理に努めること。
- (9) 工事を施工するに当たって、外壁面の施工数量調査を行うこと。調査の結果、設計図書の数量と相違がある場合は、監理者と協議する。
- (10) 工事期間中も津宿泊所の営業を継続するため、施設利用者の利用に妨げとならないよう、また十分な安全対策を取るよう、津宿泊所職員と十分協議を行うこと。
- (11) 足場作業中においても、西側の職員及び搬入業者の出入口を確保すること。
- (12) 資材の搬入・搬出時には、シート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- (13) 施工図、制作図等
工事の施工上、発注者が指示する施工図・製作図及び監理者の承諾を必要とする施工図・製作図は、受注者が遅滞なく作成し、押印して監理者に提出すること。監理者はこれを照査（確認）の上、承諾印を押印して返却する。
ただし、納まり上の不具合、寸法、材質などは原則として受注者の責任の範囲で施工図、制作図を作成し、施工すること。
- (14) 受注者は、施工上の各段階で監理者の指示により検査を受ける。公立学校共済組合三重支部（以下「三重支部」という。）職員による検査については完成時に受けること。
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき適切に処理すること。
- (16) 契約締結後、速やかに製本図面を提出すること。製本図面には、設計図面の他に現場説明書及び質疑回答書を含めるものとし、縮小製本4部（三重支部2、津宿泊所1、監理者1）をそれぞれに納品すること。
- (17) 当該工事は公共工事にはあたらない。